

かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークは「かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称し、所在地を事務局に置く。

住所：東京都葛飾区白鳥4-22-13三久ハイツ白鳥「みんかふえ」

(目的と活動内容)

第2条 このネットワークは葛飾区で「こども食堂」や「子どもの居場所」のために活動している個人、団体が連携して、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されない」まちづくりを目指し、以下の活動をする。

- (1) 葛飾区で「こども食堂」や「子どもの居場所」のために活動している個人、団体の情報交換・交流
- (2) 区内外の情報収集、学習会・研修会の開催、情報発信
- (3) 食材等物資の寄付受付、保管、分配
- (4) 寄付金の受付、助成金の申請、運用
- (5) ボランティア希望の受付、紹介
- (6) その他、ネットワークの運営に必要な事務

(構成)

第3条 このネットワークは前条の目的、活動内容に賛同する個人、団体によって構成する。

(物資等の分配)

第4条 食材等物資、寄付金、助成金等の分配を受けようとする者は、別に定める細則に則り、ネットワークに登録しなければならない。

(運営体制)

第5条 このネットワークに運営委員会及び事務局を置く。2019年度の運営委員会及び事務局は次のとおりとする。

運営委員会

- 緒方美穂子 (NPO法人レインボーリボン) 【代表】
- 石原啓子 (NPO法人ハーフタイム)
- 梅津麻理子 (NPO法人 Learning for All)
- 大坂智美 (NPO法人パルシック)
- 岡村明 (あったかキッチン水元)
- 近藤永都子 (カフェひろば)
- 古川久美子 (ほのぼの子供食堂)
- 森谷哲 (キッズポータルスパイス&えまいまキッズカフェ)

事務局

【広報渉外】 大坂智美

【HP開設】 森谷哲

【マップ作成】 森谷哲

【行政対応】 緒方美穂子

【講座】 岡村明

【寄付食材管理】 大坂智美

【会計】 遠山京子（社会福祉法人新栄会）

- 2 運営委員会はこども食堂または子どもの居場所運営者の互選とする。
- 3 運営委員は運営負担金を拠出する。運営負担金は年額 500 円とする。
- 4 運営委員会は事務局を任命する。
- 5 運営委員会は予算書を作成する。
- 6 運営委員会は会計担当事務局から会計報告を受け、監査、承認する。

（会員）

第 6 条 このネットワークの会員は「かつしか子どもの居場所メーリングリスト」登録者とする。

（設立年月日）

本ネットワークの設立は平成 30 年 4 月 1 日とする。

付 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

※平成 31 年 4 月 18 日一部改正

かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワーク規約細則

第 1 条 かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワーク規約第 4 条に基づき、この細則を定める。

第 2 条 ネットワークに寄付された食材等物資、寄付金、助成金等の分配を受けようとする者は、次の条件に合意し、ネットワークに登録しなければならない。

- （1）食事等を提供する個人、団体は保健所の営業許可を得るか、または給食開始届を提出する等、衛生管理、食物アレルギー事故防止に努めなければならない。
- （2）イベント保険またはボランティア保険に加入し、不慮の事故に備えなければならない。
- （3）活動を通して知り得た個人情報を活動の目的以外に利用しないこと、他に漏えいしないこと、本人の同意なく公開しないこと等、個人情報保護に努めなければならない。
- （4）ネットワークが求めたときは会計を公開しなければならない。
- （5）こども食堂、子どもの居場所の活動中に営利活動をしてはならない。
- （6）こども食堂、子どもの居場所の活動中に特定の団体、宗教、政党等への勧誘、あるいは反対活動をしてはならない。

付 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。